

週休2日工事 インセンティブ付与について

週休2日工事では、4週6休以上の達成の場合、達成率または休日率応じ、請負金額（費用の補正）及び工事成績評定への反映（加点）を行います。

一部の工事については、インセンティブ付与の対象外となっていますので、以下を参考に発注者と請負人で事前確認してください。

参照：要領第5条、第6条

現場閉所のインセンティブ付与の有無

	請負金額 (増額)	工事成績評定 (加点)
対象期間が7日未満の工事	×	×
管内一円工事	×	×
土日休工が仕様書等で 条件となっている工事	×	×
見積単価のみの積算、 官積算以外による積算の工事	×	○
当初契約時の請負金額が 500万円未満の工事	○	×
上記以外の工事	○	○

交替制のインセンティブ付与の有無

	請負金額 (増額)	工事成績評定 (加点)
見積単価のみの積算、 官積算以外による積算の工事	×	○
当初契約時の請負金額が 500万円未満の工事	○	×
上記以外の工事	○	○